

函館市印鑑登録証明事務取扱基準

函館市市民部戸籍住民課

目次：

【沿革】	2
第1章 策定の趣旨	3
【参考】	4
第2章 条例に規定する事務の取扱いについて（逐条解説）	5
（趣旨）	5
（登録の資格）	5
【参考】	6
（登録印鑑）	7
【参考】	13
（登録の申請）	14
【参考】	16
【参考】	19
（申請の確認）	19
（印鑑の登録）	24
（印鑑登録証の交付）	24
（印鑑登録証の引替交付）	26
（印鑑登録証の亡失の届出）	26
（登録の廃止の届出）	28
（登録事項の職権修正）	29
（登録の抹消）	30
（印鑑登録証明書）	32
（印鑑登録証明書の交付）	32
（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付）	34
（関係人に対する質問等）	36
【参考】	36
（閲覧の禁止）	36
（函館市行政手続条例の適用除外）	37
（規則への委任）	38
第3章 規則に規定する事務の取扱いについて（逐条解説）	39
（趣旨）	39
（登録の申請）	39
（申請の確認）	39
（印鑑登録原票）	40
（印鑑登録証）	40
（印鑑登録証の引替交付）	41

（印鑑登録証の亡失の届出および登録の廃止の届出）	4 1
（登録の抹消）	4 1
（印鑑登録証明書）	4 2
（印鑑登録証明書の交付の申請等）	4 2
（電子情報処理組織により申請された印鑑登録証明書の交付）	4 3
（押印に使用する印肉）	4 4
（補則）	4 5
第4章 市長が別に定める様式および通知書について	4 6
1 照会書および回答書	4 7
2 印鑑登録原票	4 8
3 印鑑登録証（別記第2号様式）の表面	4 8
4 印鑑登録抹消通知書	4 9
5 印鑑登録証明書	5 0
第5章 その他	5 1
1 「印鑑登録原票」の取扱いについて	5 1
可視台帳	5 2
別記資料（第2章第4条5（6）関係）	5 4

【沿革】

平成24年	7月	9日	「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」策定
平成28年	1月	1日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号関係の施行等に伴う一部改正
平成29年	3月	13日	基準の追加および整理のための一部改正
令和元年	11月	5日	住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う一部改正
令和4年	4月	1日	印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う一部改正
令和6年	12月	2日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴う一部改正
令和7年	1月	6日	函館市印鑑条例施行規則の一部改正および自治体システム標準化による印鑑登録システム標準仕様への対応に伴う一部改正

第 1 章 策定の趣旨

この基準は、函館市印鑑条例（昭和 6 3 年函館市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）および函館市印鑑条例施行規則（平成元年函館市規則第 2 号。以下「規則」という。）に基づき印鑑登録証明事務を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

わが国における印鑑証明制度は、行為者の同一性を確認するための手段として明治以来存在するが、昭和 4 9 年に国が策定した「印鑑登録証明事務処理要領」によって全国的に制度の統一が図られるとともに、多くの問題を抱えていた直接証明方式から現行の間接証明方式へと移行して現在に至っている。本市においてもこの「印鑑登録証明事務処理要領」に準拠した条例および規則を定めている。

印鑑登録証明事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、その事務を行うにあたって、条例および規則に規定する事項を遵守すると同時に、その判断においては、印鑑登録証明制度についての深い理解と、住民の権利保護への留意をもって慎重な取扱いをしなければならない。

そのため、この基準では「印鑑登録申請」「印鑑登録証引替交付申請」「印鑑登録証亡失届」「印鑑登録廃止届」「印鑑登録証明書交付申請」といった各種申請および届出に係る審査等において、職員が迅速かつ円滑に処理するために必要な内容を具体的に示すこととする。

【参考】

1 文書の成立について

文書の成立について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第228条第4項は「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定し、同法第229条第1項には「文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる」とある。

2 直接証明方式と間接証明方式について

（1）直接証明方式

本人が持参した実印について職員が肉眼で鑑定し、登記された印鑑と同一であることを証明する制度。本人確認および印影鑑定の精度ほか様々な問題を抱え、争いが絶えなかった。

（2）間接証明方式

厳格な本人確認により印鑑登録した際に登録証を発行し、これによる本人擬制を前提として、証明発行事務の迅速化と正当性の確保を両立した。

第2章 条例に規定する事務の取扱いについて（逐条解説）

（趣旨）

第1条 この条例は、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めるものとする。

印鑑登録証明事務は、住民の利便を増進するとともに取引の安全に寄与することを目的としており、住民の権利義務に密接な関係を有する自治事務である。

本条は、その重要性から、印鑑登録証明事務の公正を図るために必要な事項について、この条例に定めることを明らかにしている。

（登録の資格）

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

印鑑の登録地について住所地主義を規定しており、住民基本台帳に記録されている者に限って登録を認めている。

また、印鑑の登録を受けることができない者として、15歳未満の者および意思能力を有しない者が規定されている。印鑑登録は、みずからの意思により申請しなければならないため、意思能力のない者は登録できない。

15歳未満の者または意思能力を有しない者について法定代理人が法律行為をする場合において、どうしても印鑑登録証明書が必要なときは、その法定代理人の印鑑および印鑑登録証明書によって法律行為は可能であり、その旨助言することとなる。

なお、成年被後見人について、裁判所または本籍地からの通知があった場合には、これに基づき、職権によって速やかに印鑑の登録を抹消するとともに、登録禁止の処理を行う。その後、本人の意思により法定代理人とともに出頭して申請を行った場合に限り、改めて印鑑の登録を受けることとする（後述条例第4条の説明5－（8））。また、当該成年被後見人が

他の市町村に転出したときは、当該地の市町村長に対してその旨を通知することとなっている（平成12年2月23日自治振第16号通知）。

【参考】

1 15歳未満の者（年令の制限）

民法（明治29年法律第89号。以下同じ。）上には、何歳から意思能力が発生するかについて明記はないが、民法第791条、民法第797条、民法第961条等の趣旨から、15歳未満については登録できないものとして取り扱うものである。

- ・ 民法第791条（子の氏の変更）第3項
子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前2項の行為をすることができる。
- ・ 民法第797条（15歳未満の者を養子とする縁組）第1項
養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。
- ・ 民法第961条（遺言能力）
15歳に達した者は、遺言をすることができる。

2 成年被後見人

後見開始の審判を受けた成年被後見人については、民法第859条により後見人が成年被後見人を代理して法律行為を行うことに定められており、成年被後見人による印鑑登録は認められていなかったが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、要件を満たす場合に限り、成年被後見人による印鑑登録が可能となった。

- ・ 民法第8条（成年被後見人及び成年後見人）
後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。
- ・ 民法第859条（財産の管理及び代表）第1項
後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

(登録印鑑)

第3条 登録を受けることができる印鑑は、1人1個とする。

2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 次に掲げるもので表していないもの

ア 住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏および名の一部を組み合わせたもの

イ 住民基本台帳に記録されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）または住民基本台帳に記録されている旧氏および名もしくは旧氏および名の一部を組み合わせたもの

ウ 住民基本台帳に記録されている通称（住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）、通称のうちの氏に相当する部分もしくは名に相当する部分または通称のうちの氏に相当する部分および名に相当する部分の一部を組み合わせたもの

エ 外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が印鑑の登録を受けようとする場合にあっては、片仮名表記の氏名（外国人住民の片仮名で表記された氏名で市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）、片仮名表記の氏名の氏もしくは名または片仮名表記の氏名の氏もしくは名の一部

(2) 職業、資格その他前号アからエまでに掲げるもの以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影が一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5) 印影を鮮明に表しにくいもの

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと市長が認めるもの

第1項に規定する「1人1個」とは、1人1印章1印影に限るという意味であり、1人2個はもちろん、2人で1個を共有することも認めないものである。

印鑑の登録申請があったときは、「1人1個」について確認したうえで、登録する印鑑の提示を求め、第2項の規定に基づき、印刻文字や印材および寸法などから登録に差し支えない印鑑であるかどうか確認する。

なお、登録できる印鑑と登録できない印鑑について、以下の表にまとめているが、あらゆる可能性を網羅することは不可能であるため、この表に

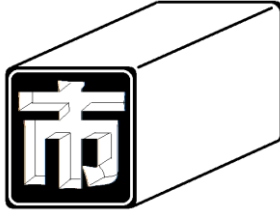
よって判断が困難な場合には、主査職以上の者もしくは担当主査によりあらかじめ指定された者の指示を仰ぐこととする。

(1) 登録できる印鑑と登録できない印鑑の例

1 印鑑の 個数	登録できる印鑑	登録できない印鑑
	登録を受けることができる印鑑は、1人1個とする。	
	(1) 夫の登録印を妻が登録したい場合、夫の登録を廃止（または改印）した後に、妻がその印鑑を登録することは可能である。 (2) 1個の印材の両端に印刻した印鑑について、いずれか一方のみ登録することは可能である。	(1) 1個の印鑑を複数人で共有して登録すると個人を特定できなくなるため、たとえ夫婦であっても登録することはできない。 (2) 本名と旧氏の両方について同時に登録することはできない。 (3) 外国人住民の場合で、本名と氏名の通称の両方について同時に登録することはできない。
2 氏または名等の一部として認められる文字	住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏および名の一部を組み合わせたもの（旧氏、氏名の通称、片仮名表記の氏名についても同様） (1) 外国人住民については、住民票に氏名として記載されたローマ字を用いることができる。 (2) 漢字圏の外国人住民については、住民票に氏名として記載された漢字を用いることができる。 (3) 非漢字圏の外国人住民（通常、住民基本台帳に記録されている国籍・地域が中国、韓国、朝鮮、台湾以外の者を指す。）については、住民票の備考欄に氏名の片仮名表記として記載がある場合に限り、その片仮名を用いることができる。 (4) 漢字を用いる場合に、同一の字種として認められるもの（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）別表第二に掲載のあるもの）等 （例1）「島」と「嶋」と「寫」 （例2）「淵」と「瀧」 （例3）「弥」と「彌」 （例4）「斉」と「齊」 (5) 社会通念上、同一の意味を成す漢字として用いられている関係にある（互換性のある）もの （例1）「一」と「弌」と「𠄎」 （例2）「五」と「伍」 (6) 変体仮名について、同一の字を表していると認められるもの （例）「謹」に対して、「奈」または「な」もしくは「ナ」を用いる	(1) 日本人の氏名および旧氏の文字を漢字から平仮名または片仮名にしたもの、あるいは、平仮名もしくは片仮名を漢字に当てはめたものは認められない。同様に、平仮名を片仮名にしたもの、またはその逆の場合も認められない。 (2) 日本人の氏名および旧氏について、ローマ字により表すことは認められない。 （例）「市役所 太郎」について、「TARO」と印刻 (3) 外国人住民の場合で、本国において用いられている氏名を表す文字、記号等のうち、住民票に記載されていないものは、原則として認められない。 （例）「Matthew C. P.」 (4) 漢字を用いる場合に、別の漢字として認められるもの （例1）「道」と「通」 （例2）「斉（齊）」と「齋（齋）」 ※例2は字種が異なるため、本来的には互換性のない字であり、原則、氏名と同一字種の印影を登録すべきであるが、酌むべき特段の事情がある場合に限り登録を認めるものとする。 (5) 変体仮名ではない文字について、変体仮名にあてはめたもの （例）「市役所 ハナ」について、「愚謹」と印刻

3 文字の組み合わせ	(1) 「市役所 太郎 (旧氏：松風)」の場合 (例 1) 「市役所 太郎」 (氏名の印刻) (例 2) 「松風 太郎」 (旧氏と名の印刻) (例 3) 「市役所」 (氏のための印刻) (例 4) 「松風」 (旧氏のための印刻) (例 5) 「太郎」 (名のための印刻) (例 6) 「市役所 太」 (氏に加え名の頭文字を印刻) (例 7) 「松風 太」 (旧氏に加え名の頭文字を印刻) (例 8) 「市 太」 (氏名の頭文字を 1 文字ずつ組み合わせて印刻) (例 9) 「松 太」 (旧氏と名の頭文字を 1 文字ずつ組み合わせて印刻) ※ 例 8 及び 9 については、印鑑の慣習により、古くから認められているものである。 (2) 本名氏名「Ryan Meg」 片仮名表記「ライアン メグ」 通称「市役所 メグ」の場合 (例 1) 「市役所」 (例 2) 「メグ」 (例 3) 「MEG」 (例 4) 「Ryan M」 (3) 本名氏名「Yun Dong」 本国文字「云 ・」 (簡体字) 漢字氏名「云 東」 (住民票に記載) 通称「市役所 東馬」の場合 (例 1) 「Yun」 (例 2) 「雲 東」 (雲は云と同意の繁体字) (例 3) 「東馬」 (例 4) 「云 ・」	(1) 「市役所 太郎 (旧氏：松風)」の場合 (例 1) 「市 太郎」 (氏の頭文字と名を組み合わせで印刻) (例 2) 「松 太郎」 (旧氏の頭文字と名を組み合わせで印刻) (例 3) 「所 郎」 (氏名の各末尾字を組み合わせで印刻) (例 4) 「風 郎」 (旧氏と名の各末尾字を組み合わせで印刻) (例 5) 「市役所 東雲の助」 (住民票に記載されていない芸名、氏名の通称等を含めて表しているもの) (例 6) 「市役 太」 (頭文字以外で氏名の一部を組み合わせて印刻) (例 7) 「風 太」 (頭文字以外で旧氏と名の一部を組み合わせて印刻) (2) 本名氏名「Ryan Meg」 片仮名表記「ライアン メグ」 通称「市役所 メグ」の場合 (例 1) 「市役所 恵」 (例 2) 「R M」 (例 3) 「市役所 Meg」 (例 4) 「シヤクショ メグ」 (3) 本名氏名「Yun Dong」 本国文字「云 ・」 (簡体字) 漢字氏名「云 東」 (住民票に記載) 通称「市役所 東馬」の場合 (例 1) 「Yun Do」 (氏名の一部が省略されて印刻) (例 2) 「ユン」 (読み仮名) (例 3) 「雲 東馬」 (異なる種類の氏名を組み合わせで印刻)
-----------------------	--	---

	(4) 本名氏名 「Matthew Calbraith Perry」の場合 (例 1) 「Matthew C Perry」 (例 2) 「Matthew C」 (例 3) 「C P Matthew」 (例 4) 「Matthew」 (例 5) 「Perry」 (例 6) 「Calbraith」 ※ なお、上記のほか、外国人住民の氏名の文字数が著しく長い場合には、別途協議のうえ判断することとする。	
4 字形	(1) 印鑑に使用（印刻）する字体は、草書、楷書、行書、隸書、てん書、古印体等、書体の種類を問わず用いることができる。ただし、住民票に記載された文字と同一であると判別できるものでなければならない。 (2) 行草体によるもののうち、崩し方が極端であっても、それが一定のきまりに基づくくずし字と認められるもの。 (例) 「東」と「襟」	(1) 自己流に崩したり、極端な図案化等をしたため、本人の氏名を表していると判断できないものは認められない。 (例 1) 「東」と「𠂇」 (例 2) 「東」と「 (2) 押印した印影に鏡文字（左右もしくは上下に逆転した文字）が含まれる場合は、別の文字であるとの誤解を招く恐れがあるため登録できない。ただし、左右もしくは上下対称の文字等であり、誤解を招かないと判断できる場合はこの限りではない。
5 氏名等以外の表示	職業、資格その他氏名等以外の事項を表しているもの	
	(1) 印刻の都合で「印」「之印」「之章」等と付け加えられた印鑑を用いることは可能である。	(1) 職業等他の事項を併せて表しているものは、その併記事項の事実関係までも証明しているような誤解を招く恐れがあるため認められない。 (例 1) 「土方 陸軍奉行並」（肩書） (例 2) 「土方 豊玉」（俳号） (例 3) 「土方 行政書士」（資格） (2) 図柄（簡易な紋様を除く）やイラスト、写真等（以下、「図柄等」という。）が含まれているものについては、図柄等に何らかの意味がある場合もしくは図柄等に何らかの意味を持たせた場合にそれを証明しているような誤解を招く恐れがあることから登録は認められない。

6 印材	ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (1) 適切な印材として用いられるものとして、一般的には次のようなものがある。 (例 1) 象，犀，水牛等の牙または角 (例 2) 金，銀，銅，水晶，めのう等の鉱物 (1) ゴム，柔らかい木など，印形の変化しやすい印材または温湿度の変化に弱い印材を用いたものは登録できない。 (2) 指輪の印は印鑑の摩滅する度合いが極めて高く不適切である。ただし，現に摩滅していないものであれば登録を拒否するものではなく，不適切である旨を説明し，早期の改印もしくは指にはめずに管理するよう求めるものとする。
7 印影の鮮明さ	印影を鮮明に表しにくいもの (1) 竜紋，唐草模様等を付したもののうち，簡単な紋様のもの  (2) 逆さ彫りの印鑑であっても，印影の周囲部分に，別途輪郭を設けているものについては用いることが可能である。  (1) 竜紋，唐草模様等を付したもののうち，複雑な紋様のものについては，朱肉の付け方により紋様が一定にならない印章であるため，不適切である。  (2) 氏名にあたる部分の彫刻が欠損しているもの（右図の「郎」部分）  (3) 印鑑の輪郭が著しく（輪郭全体の30%以上）欠損しているもの (4) 輪郭のない印鑑は押印の際の圧力によって印影全体の太さおよび大きさが変わりやすく，また模造されやすいものでもあるため不適切である。 (5) 逆さ彫りの印鑑についても上記(4)同様の理由から不適切である。 
8 従前と異なる取扱いのもの	従前は認められていたこともあるが，現在では社会通念上認められがたいもの。 (1) 女性の名に子を伏して印刻，またはその逆 (例 1) 「市役所 ハナ」について，「ハナ子」と印刻 (例 2) 「市役所 ハナ子」について，「ハナ」と印刻

(2) 印鑑書体の例示 (図)

書体別						印鑑書体ノ一例
古印体	草書	行書	楷書	隸書	篆書	
 	 	 	 	 	 	
						

(3) 合成樹脂プレス製の印について

第2項第6号に該当する。これは、機械により同一型に作られたもので、印影にも印材にも特徴が乏しいことから、類似印との判別困難で本人が不測の損害をこうむることも考えられるので、登録印としては適当ではなく、申請者にその旨理解を得るよう努めなければならない。

【参考】

合成樹脂プレス製の印の印鑑登録について

(40総行指発第458号 東京都総務局行政部指導課長)

合成樹脂プレス製の印は、同一の印影の印を大量生産するので、この印の登録を受理した場合、後日印鑑証明に際して証明を求められた印鑑が登録されたものか否かは全く不明であり、これを確認する手段もない。このような印を登録することは、印鑑証明制度の主旨に反すると考えられる。

(登録の申請)

第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする印鑑を持参して、自ら市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

印鑑の登録申請は極めて重要な行為であるため、わが国の印鑑登録制度においては本人出頭主義と書面主義が採用されている。

1 本人出頭主義の原則

印鑑の登録等が本人みずから窓口に出頭して申請することが原則となっているのは、印鑑の行使が直接権利義務に関連する重要なものであり、第三者が本人を詐称して印鑑を登録するなどの不正防止を期しているためである。

2 書面主義の原則

登録の申請については、規則第2条に定めるとおり、書面によって行われ、その受理をもって成立する。

したがって、その申請書については、申請行為の成立を満たすに足りる適正なものであることが求められ、書類審査の結果、記載された内容が住民基本台帳と相違している場合など、申請行為が不適切または不十分な状態では、登録を行うことが認められない。

申請内容の審査にあたって職員が厳格な事務を徹底することで、制度の安定および制度に対する社会的な信頼が維持され、各般にわたる取引の安全に寄与するということを強く意識しなければならない。

なお、登録の申請について審査する際、過去に亡失した履歴のある者であっても、抹消の日から起算して30日を超えている場合は新規登録とみなすこととする。

3 代理人出頭の場合

上記のとおり印鑑の登録申請が本人出頭主義を原則としているため、代理人による申請は、登録申請者が「病気その他やむを得ない理由により自ら申請することができないとき」に限るものとされている。

したがって代理人による申請にあたっては、委任の旨を証する書面とともに、本人による出頭が困難である理由を本人から確認する必要がある。

るが、これは委任の旨を証する書面に申請者本人が直筆でその理由を記載してあれば足りる。ただし、不正防止の観点から、その理由はできるだけ具体的に示す必要があり、やむを得ず委任するに足る十分な合理性が必要である。

なお、任意の書式による委任の旨を証する書面に、委任の理由が記載されていない場合において、登録申請者本人からその理由を確認することが困難である場合には、来庁した代理人の本人確認（後述条例第5条の説明1－（4）に準ずる）を行うとともに、申立書の提出を求めることとする。

委任の旨を証する書面としては、別に定める代理人選任届書の使用を推奨する。

4 委任の旨を証する書面

委任の旨を証する書面については、不正防止の観点から、これを作成するにあたって印刷された箇所を除き、できるだけ全ての内容が自筆により記入されているべきである。少なくとも自署されていない書面については申請者本人の意思によるものと判断できないため、認められない。

また、委任の旨を証する書面においては、その代理権の授与および目的をより証拠づけるものとして、登録しようとする印鑑の使用を求めることとする。

さらに、印鑑の登録は登録者の財産管理に重要な影響を及ぼすことから、申請者の登録意思を厳格に確認しなければならないことは当然であり、やむを得ず代筆により文書を作成する場合であっても同様である。そのため、本来は自署によって明らかにされるべき本人の意思について、代筆の場合には登録申請者のぼ印（原則として親指の腹を用いる）をもって明示させることとする。ただし、障害等の理由により、かろうじて署名のみ可能な者が署名により意思表示することを妨げるものではない。

代理人選任届に限らず、代筆行為全般に言えることであるが、申請または届出の文書は本人の意思により作成されるべきものであるため、これを代筆によって作成したときは、本人に見せ、または読み聞かせて相違ないことを確かめておかななくてはならない。したがって、代理人および代筆者になろうとする者に対してはこれを徹底するよう指導する必要がある。

これらの条件を適切に満たし、かつ、住民の利便性ならびに事務処理の正確性および公平性を確保するため、できるだけ別に定める「代理人選任届書」の使用を勧めるべきである。

なお、「代理人選任届書」の様式においては、代理人による登録の申請

を受けるにあたって聴取すべき委任の理由について、あらかじめ登録申請者本人が申し立てるための記入欄が設けられている。

【参考】

函館市において、委任に足る十分な合理性に欠けるものと判断した例

- 1 天気が悪いため
- 2 風邪をひいたため

ただし、これらの理由であっても、印鑑登録証明書の使用目的に対する期限が切迫していることその他複合的な事由によっては、やむを得ない理由として認められる場合もある。

5 取扱いの事例および判断基準

(1) 代理人による印鑑登録申請書の記載内容に誤りがあったとき

印鑑登録の申請書に記載された事項は厳格に審査するものとされている。したがって、誤記載が発見された場合には、正しい文字等の教示をせず、代理人に本人と連絡をとらせる等の手段により疑義の解消に努め、それが解消されない限り受理すべきではない。

(2) 未成年者への代理権の授与

民法102条により、代理人は行為能力者であることを要しない。ただし、代理人には意思能力のある者であることを要するため、15歳以上の者でなければならない。

(3) 郵送等による申請

印鑑登録の申請は、本人またはその代理人が直接来庁して手続きするものとして規定しており、それ以外の郵送その他の方法による申請は、一切受理できない。

(4) 印鑑登録申請書に記載の住所等は略字表示の方法でもよい

事務取扱上の原則からいえば、すべて正しく記載を訂正させなければならないが、住所については表記の内容がわかる範囲であればよい。ただし、住民基本台帳に方書等の記載がある者について、部屋番号、方書の氏名が異なる場合は訂正させるものとする。

なお、氏名については、本人の同一性を判断するうえできわめて重要な

役割をもつこともあるため、可能な限り正しい文字に訂正させるべきであり、その訂正については申請者本人またはその代理人に訂正させるべきである。

(5) 外国人の場合

日本人同様、住民基本台帳に登録されている者でなければならない。

本市に居住している者であっても、法に基づいて、現に住民基本台帳に登録されている者でなければ登録は認められない。

(6) 長期不在者、航海中の船舶に乗船している乗組員が代理申請する場合

短期間の旅行中の場合は、条例第4条の形式要件を具備していれば、他に特に本人の申請であることを疑うに足りる理由がない限り、申請を受理してよいが、長期不在者については、登録申請が本人の意思でないことも考えられるので、窓口に来られない理由をできるだけ具体的に記載させることでその信憑性を判断するなどの慎重な対応が必要である。

なお、長期航海中の船員の印鑑登録申請の取扱いについては、その特殊事情を考慮して、別記資料に掲載する「住基事務の取扱いについてNo. 32（平成13年1月19日調製）」に定めるとおりとする。

(7) 意識不明の者から印鑑の登録申請があった場合の措置

登録申請者は行為能力者たることを要しないが、意思能力を有する者でなければならないとし、条例上では15歳未満の者および意思能力を有しない者は印鑑登録を受けることはできないとしている（前述）。

したがって、たとえ親族の同意書、陳情書等があったとしても、その事情を知り得る限り印鑑の登録はできないとすべきである。

(8) 成年被後見人から印鑑の登録申請があった場合

成年被後見人は法定代理人とともに出頭し、自らの意思で申請を行う場合に限り受理できるものとする（法定代理人が保証人となつての登録も可）。その際には通常が必要書類の他、法定代理人の本人確認書類および法定代理人であることが確認できる書類の提出を求める。なお、法定代理人の本人確認書類が後述条例第5条の説明2にあてはまらない場合は、照会書および回答書により成年被後見人の本人確認を行うこととする。

30日以内に以前の登録が職権抹消されていた場合は、再交付手数料徴収対象となるかどうかの確認が必要となるため、本庁住基内勤へ連絡する

こととする。

(9) 転出予定となっている者から申請があった場合

転出予定日の到達をもって住民票は消除の扱いとなるため、住民基本台帳記載の条件を満たさなくなる。転出予定日の前日までは印鑑登録の申請を受理できる。

ただし、その者が転出せずに引き続き居住している場合は、転出した事実のない旨住民票回復の申出をさせて、住民票の職権回復を行ったうえで受理できる。

なお、すでに転出予定日到達前に転出している事実が判ったときには、当然に登録を拒否しなければならない。

(10) 印鑑事務担当者の面前で代理人選任届の作成が行われた場合

登録申請者の意思によるものと判断できないため、認められない。

(11) 筆跡について明らかな疑義がある場合

登録申請者、代理人および代筆者の筆跡は異なるはずである。肉眼による鑑定には限界があるものの、筆跡について疑義がある場合には、十分な確認を行う必要がある。

(12) 住民票に記載された住所以外の居所への照会

登録申請者または代理人が、照会回答書の送付先について、住民票に記載された住所以外の居所または一時滞在地を希望する場合、なりすまし等不正の防止および登録者の権利保護の観点から慎重な対応が必要である。

例えば、「代理人選任届によって登録申請者から直筆で事情の説明とともに送付先の通知行為を求める」「代理人の本人確認（後述条例第5条の説明1－(4)に準ずる）を行うとともに、申立書の提出を求め、その真偽および整合性を審査する」「会社、施設等から事情聴取する」等、必要に応じて条例第15条に規定する調査を行う。

【参考】

印影を照合する際の程度について

印鑑証明書発行の際における担当職員の注意義務の程度

（東京高裁昭和48年（ネ）第615号，昭和49年10月7日民事1部判決）

〔判決要旨〕

印鑑証明書を発行するに際しその担当職員は，印鑑証明交付申請書に押捺されている印影と印鑑登録原簿に押捺されている印影との同一性を照合確認するにあたって，肉眼照合により疑義がないと認められるものについてまで，常に拡大鏡を使用し，あるいは両印影を重ねあわせるとか，検査機械で識別するなどしたうえで証明書を発行する義務があるものとは考えられない。

印鑑登録証明事務では，「登録する印影が他の者の印影と合致しないか」「保証書の印影は適正であるか」「交付すべき証明書の印影は適正であるか」といった場面において印影の照合を行わなければならない。

上記判決に基づき，肉眼で疑義がない場合にはそれ以上の検査を要しない。

しかし，登録時の審査において，「肉眼により疑義がある場合」には，拡大鏡の利用または両印影の重ねあわせ等を行い，疑義のあるまま印鑑の登録を行うことのないようにしなければならない。

その際，登録しようとする印影について，他の者の印影との違いが発見できない場合には「印章自体が実際に異なっていた」としても登録はできない。なぜなら，印鑑という表現は包括的にその印影および印章を表現するが，「登録する印鑑」という場合の「印鑑」とは「印影」を指すからである。

申請者に対しては，この点について理解を得るよう努めなければならない。

（申請の確認）

第5条 市長は，前条の規定による申請があつたときは，当該登録申請者が本人であることおよび当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は，郵送その他市長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し，その回答書および市長が適当と認める書類を規則で定める期間内に当該登録申請者またはその代理人に持参させることによつて行うものとする。

3 市長は、登録申請者が自ら前条の規定による申請をした場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による確認を次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書で本人の写真を貼り付けたものを提示させること。
- (2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証する書面を提出させること。
- (3) その他本人の写真を貼り付けた書面で市長が適当と認めるものを提示させること。

印鑑登録の申請があったときは、次のいずれかの方法によって、当該登録申請者が本人であることおよび本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

1 条例第5条第2項による確認

原則として郵送等により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書および市長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによって行うものとする。

なお、郵送にあたっては封書を用い、「親展」「転送不可」扱いの普通郵便とする。

このほか、審査の過程において疑義を生じた場合など、本人宅へ職員が直接出向いて回答書を受領する方法も想定される。

(1) 照会書および回答書（規則第3条第1項に規定）による本人確認

照会書および回答書による本人確認の根拠は、郵送された信書は第三者によって開封されないという信義性と住民登録されている住所に当該本人あてに文書を発送し、そこに到達したというあかしとして、当該本人がこれを持参するという文書到達主義を組み合わせる本人確認の手段として定めたものである。

(2) 回答書の持参を代理人に依頼する場合

回答書の下部にある「委任状」に、必要事項の記載が必要である。

(3) 回答書の期限

照会の日から30日以内とする（規則第3条第2項に規定）。

(4) 回答書とともに持参すべき市長が適当と認める書類

条例第5条第2項に規定する市長が適当と認める書類とは、本人確認のための書類で、同条第3項第1号または同項第3号に規定するもののほか、資格確認書、健康保険証、各種年金証書、生活保護受給者票、公共料金の納付書または預金通帳等で本人の氏名が確認できる書類とするが、これによりがたい場合であり、かつ本人が来庁している場合は、条例第15条に基づき、いくつかの質問に対する適切な回答をもってこれに代えることを認める。

代理人による手続の場合は、申請者について本人確認できる書類について、代理人に持参および提示させることとする。この場合、当該書類は複写したものでもよい。あわせて、代理人自身の本人確認ができる書類についても持参および提示させることとする。

2 条例第5条第3項による確認

本来、本人確認は「文書による照会」によって行うべきであるが、本人が自ら来庁して印鑑の登録申請をした場合に限り、次のいずれかの条件を満たすことで、文書による照会を省略した即日登録を認めている。

なお、規則第3条に規定しているが、(1) および(3)に規定する身分証明書、免許証等については、本人の写真が貼付しており、その写真に浮き出しプレス、せん孔、公印等による認印のあるものまたは運転免許証のごとく改ざんを防止するための特殊加工してあるものとする。この場合において、有効期限の確認等が必要であるが、何らかの疑義が生じたときは、発行元に問い合わせる等の方法により、適切な調査を行う。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等のうちいずれかの提示があったとき。

※ 免許証、許可証等の一例：

個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

(2) 保証人による保証書の提出があったとき

市内において、現に印鑑を登録している者が、登録申請者の保証人になる場合には、印鑑登録申請書の様式中「保証書」欄に保証人が自筆で記入し、保証人の登録印鑑（実印）を押印しなければならない。ただし、保証人が身体の故障等により自筆で記入できない場合は、この限りではなく、代筆を可能とするが、この場合、保証書欄外に保証人のぼ印と代筆者の住所および氏名の記入を要するものとする。

なお、これによって保証される内容は、「当該申請が真に本人の申請である」ということである。

保証書を提出して登録申請をする場合においては、条例第15条に基づき、申請者が本人であることを確認できる文書の提示を求めることとする。この場合、上記1－(4)に規定する「回答書とともに持参すべき市長が適当と認める書類」または「質問に対する適切な回答」をもって確認することとする。

(3) その他本人の写真を貼り付けた書面で市長が適当と認めるものの提示があったとき。

民間法人が発行する身分証明書または中・高・大学等の学校長が発行する生徒証・学生証等について、前述のとおり顔写真の貼付および特殊加工がしてあるもの等については、本人確認するための書面として認めることができる。

3 取扱いの事例および判断基準

(1) 期限内に回答書が未着の場合

照会書を発送してから30日を経過しても回答書の持参がないときは、印鑑登録申請がなかったとみなして失効の処理を行う。申請書等には「失効」のゴム印を赤スタンプで押印し、申請年月日順につづり保存することとし、その保存期間は1年とする。

(2) 照会書の送付先

照会書は、本人の住所地に送付するのが原則であるが、代理人から本人が入院または長期出張等で住所地に不在である旨の申出があった場合には、入院先または出張先等へ照会書を送付することができる。ただし、前述条例第4条の解説4－(11)にあるとおり、代理人の本人確認とともに申立書の提出を求める等、必要に応じて実質的な調査をする必要がある。

(3) 成年被後見人の本人確認を照会書および回答書で行う場合
申請時のみでなく、回答書を持参する際にも法定代理人の同行が必須である。また、法定代理人の本人確認書類および法定代理人であることが確認できる書類の提出も必要となる。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（住民基本台帳に旧氏が記録されている場合にあつては氏名および当該旧氏、住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては氏名および当該通称）
- (4) 出生の年月日
- (5) 住所
- (6) 第3条第2項第1号エに掲げるもので表している外国人住民の印鑑の登録の場合にあつては、片仮名表記の氏名

登録する事項は、第1号から第6号までであるが、印鑑登録原票に登録する氏名（旧氏および通称を含む）、生年月日、住所については、住民基本台帳に記載されているものと完全に一致していなければならない。

このうち第6号については、住民票の備考欄に記載されることで、印鑑登録原票の備考欄に登録されるものである。片仮名表記の氏名を用いて印鑑登録しようとする者は、あらかじめ住民異動届の様式を用いた申出によって、住民票の備考欄にこれを記載しておく必要がある。

なお、印鑑登録原票は、印鑑登録証明事務の最も基本的な台帳であり、その保管および登録を受けている者の把握について、常に正確性を確保するように努めなければならない。

(印鑑登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して印鑑登録証を直接交付する。

2 印鑑登録者は、前項の規定による印鑑登録証の交付を自ら受けることができないときは、委任の旨を証する書面を提出して、代理人によりその交付を受けることができる。

1 印鑑登録証の特性

印鑑登録証とは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面であり、印鑑登録の証明書交付申請の際に必ず提示しなければならないものである。

また、印鑑登録証には、この提示があれば委任の旨を証する書面を添付

せずに、代理人により印鑑登録の証明書交付申請をすることができる機能がある。これは、印鑑登録証が登録を受けた本人またはその代理人に対し、直接に交付されるものであり、確実に本人の管理下にあるとみられるから、印鑑登録証を提示し印鑑登録証明書交付申請があった場合、それを提示した者は、本人またはその代理人に相違ない者とみなされるからである。

したがって、このように印鑑登録証は、印鑑登録証明書の交付を受けるために介在する絶対の要件であり、極めて重要な機能を持つものであるから、印鑑の登録を受けている者に対し、十分に注意して管理するよう指導する必要がある。

なお、このような間接証明方式は、全国的に多くの悪用および紛争が頻発した背景から採用されたものであり、住民の権利義務を守り、全国画一的な運用を可能とし、さらには判例等によって改善を求められてきた「登録の厳格性」を保証しながらも、簡潔な証明を可能とする方式である。また、当該事務が自治事務であるとはいえ、国が示す事務処理要領に反するような取扱いをすることは、当該制度の社会的な信頼を失うことにも繋がりにかねないということを理解してもらうよう努めなければならない。

2 印鑑登録証の交付

印鑑登録証を交付するのは、条例第4条による印鑑の登録をしたときで、登録を受けた者またはその代理人に対し、窓口で直接手渡す。

この交付の際、印鑑登録証を確かに交付したことを明らかにするため、印鑑登録申請書に申請者の押印または署名をもらうが、代理人が受領する場合は、代理人の印鑑を押印または署名してもらう。また、この場合は、印鑑登録受領の件についての委任の旨を証する書面が必要となる。

3 印鑑登録証の記載事項

印鑑登録証に記載する事項は、登録番号だけが記載され、住所、氏名等については記載されていない。

これは、本人の意思に反し印鑑登録証が他人の手に渡った場合、それらの記載により不正に使用されるおそれがあるからであり、むしろそれらは、記載するべきではないものとして除外されているものである。

なお、同一世帯で複数の者が印鑑登録証を所持している場合、家族間において、どれが誰のものか判別できなくなることが想定されるので、その判別を容易にするための本人識別欄を設けたが、この欄にはイニシャル等の符号を記載させ、氏名等の本人を特定させるような記載はしないよう特段の指導が必要である。

4 取扱いの事例および判断基準

(1) 印鑑登録申請者と印鑑登録証の受領者が異なる場合

窓口に登録申請者Aおよびその関係人Bが同席して手続きを行った場合において、登録申請手続きは全て本人であるAが行い、免許証等によりAであることが確認され、さらに登録証受領者欄にAみずからが押印または署名した後、緊急の社用のため帰社することとなり、印鑑登録証の受領を職員の眼前でBに委託した際には、印鑑登録証をBに交付してもよい。

(印鑑登録証の引替交付)

第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損またはき損したときは、当該印鑑登録証を添えて、市長に印鑑登録証の引替交付を申請することができる。この場合において、印鑑登録者が自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。

本条でいう「著しく汚損またはき損したとき」とは、登録番号以外の部分を指し、登録番号の表示箇所が判読できず、かつ磁気による読み取りも不能な場合はこれによらず、印鑑登録証亡失（条例第9条）の扱いとなる。

また、「引替交付」とは、一般的に認識される再交付とは異なり、新たに設定した登録番号の印鑑登録証を交付するものである。したがって、当該申請があった場合には、印鑑登録原票および住民票に記載した登録番号についても、新たな印鑑登録証と同じ番号に改めなければならない。

なお、代理人が印鑑登録証の引替交付の申請を行うときは、当該登録証の提出が前提となるため、委任の旨を証する書面の添付および本人確認は必要ない。

(印鑑登録証の亡失の届出)

第9条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、印鑑登録者が自ら届け出ることができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により届け出ることができる。

印鑑登録者に対して、印鑑登録証を亡失したときにはすみやかに、その旨を届け出るよう義務づけている。

これは、印鑑登録証を亡失のまま放置することは、これが他人の手に渡

り不測の事故を招くおそれがあるために義務づけたものであり、その届出を受理したときには当該印鑑の登録を抹消する。

なお、ここでいう亡失には印鑑登録証の汚損等により登録番号の表示箇所が判読できず、かつ磁気による読み取りも不能な場合を含む。これは、印鑑登録証に対応する原票を特定できないためである。

1 届出人の規定

(1) 本人による届出

原則として印鑑登録者みずから窓口に出頭して届出しなければならない。

(2) 代理人による届出

本人みずから届出することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により届出することができる。

(3) 成年被後見人による届出

原則として法定代理人とともに印鑑登録者みずから窓口に出頭して届出しなければならない。その際には、法定代理人であることが確認できる書類および法定代理人の本人確認書類が必須である。これらの要件がそろわない場合は、亡失の事由を「職権抹消」とし、処理を行う。

なお、処理後は本庁住基内勤への報告とともに成年被後見人である旨のサインを入力することとする。

2 本人確認の方法

条例第9条には亡失の届出における本人確認について規定していないが、この届出によって印鑑登録を抹消することは、真の登録者の権利を剥奪する行為であり、当然にして本人確認する必要がある。

したがって、条例第15条に基づき、申請者が本人であることを確認できる文書の提示を求めることとする。

ただし、新規登録ではないため、即不正に繋がる危険性は低いこと、また、文書による照会等を行うことで亡失の手続きが遅れることは本来の趣旨に反することなどから、この場合においては、前述「回答書とともに持参すべき市長が適当と認める書類」または「質問に対する適切な回答」をもって本人の確認とする。

3 電話等の口頭による届出に対する特例的取扱い

亡失の届出は、印鑑登録者またはその代理人が窓口に出頭して行わなけ

ればならない。しかし、印鑑登録証を亡失のまま放置することは、これが他人の手に渡り不測の事故を招くおそれがあるため、電話等の口頭により届出があった場合には、次のとおり扱うこととする。

- (1) 印鑑登録証を亡失した場合に限り、印鑑登録証明書の交付を禁ずる処置（以下「発行禁止の処理」という。）を行うことができる。
- (2) 登録者本人の個人情報等を聴取する等、対象となる印鑑を間違いなく特定する。
- (3) 発行禁止の処理については申出の日から7日間に限る。
- (4) 発行禁止の処理を取り下げる資格者は本人に限ることとし、窓口への出頭および厳格な本人確認を要するものとする。これは、発行禁止の処理の目的が不正、悪用の防止にあるためである。

口頭による届出はあくまでも仮の届出であり、発行禁止の処理は「印鑑登録の変更および印鑑登録証明書の発行についての保護措置」にすぎない。

また、仮の届出であるため、代理人による届出についても認めるものであるが、その場合であっても発行禁止の処理を取り下げる資格者は本人に限ることとする。

（登録の廃止の届出）

第10条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録証を添えて、直ちに市長に当該印鑑の登録の廃止の届出をしなければならない。

3 前条後段の規定は、前2項の規定による届出をする場合について準用する。

印鑑登録者が、本人の自由意思によって登録印鑑を抹消しようとする届出について規定している。この意思を拘束することはできず、またその理由も問わない。

この届出は、印鑑登録廃止届に印鑑登録証を添えて行わなければならないため、これがない場合は、亡失の届出により処理するものとする。

また、ここでは登録印鑑のき損、ま滅、紛失または滅失等があった場合においてすみやかに登録を廃止する必要性についても規定している。

なお、登録印鑑の改印手続きを希望する者は、この「廃止の届出」と、新たな「印鑑の登録」の手続きをともに行う必要がある。

これは、厳格な本人確認をせずに改印することは、極めて不正を許しやすく、厳格な新規登録の手続きを経て行われるべきだからである。事実、

現行の方式となる以前は、印鑑証明にまつわる不正事件において、改印と同時に印鑑証明を受ける場合が最も事件発生率が高いとの指摘があった。

1 届出人の規定

(1) 本人による届出

原則として印鑑登録者みずから窓口に出頭して届出しなければならない。

(2) 代理人による届出

印鑑登録証の提出が前提の手続きではあるが、委任の旨を証する書面を添えなければ代理人により届出することはできない。これは、引替交付の場合と違い、本人の意思に反して廃止されてはならないからである。

(3) 成年被後見人による届出

原則として法定代理人とともに印鑑登録者みずから窓口に出頭して届出しなければならない。その際には、法定代理人であることが確認できる書類および法定代理人の本人確認書類が必須である。これらの要件がそろわない場合は、廃止の事由を「職権抹消」とし、処理を行う。

なお、処理後は本庁住基内勤への報告とともに成年被後見人である旨のサインを入力することとする。

2 本人確認について

印鑑登録証の提出があるため、本人確認する必要はない。

(登録事項の職権修正)

第11条 市長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知つたときは、当該変更があつた事項について、職権で修正するものとする。

日本人の身分登記に関する基本公簿は戸籍であり、日本人および外国人住民の住所（居住事実の公証）登記に関する基本公簿ならびに外国人住民の身分等の一部について間接的に証明し得る公簿は住民基本台帳である。当然にして印鑑登録原票に記載する事項はこれらの公簿に準拠して扱われるものであるため、当該公簿に変動があつた場合にこれを原票に反映させる行為については、市長が職権で行う旨条例に規定しているものである。

なお、実際の処理については、住民基本台帳と印鑑登録原票の管理が、

電算化されたシステムにおいて一体に行われているため、職員は特段の処理を要しない。ただし、登録された印影の有効性についてはシステム上判断できないため、次に該当する場合には内容の判断によって処理が必要となる場合がある。

1 婚姻等戸籍の届出により氏または名が変更となった場合

婚姻、離婚、縁組、離縁、入籍、氏名の変更等戸籍の届出により氏または名が変更となったことを確認した場合には、必ず印影を確認する。

変更後の「氏名」において、登録してある印影が不相当と判断した場合、条例第12条第1項第5号に基づき、職権によって印鑑の登録を抹消する。

2 印鑑登録している者が帰化または国籍取得した場合

上記同様、変更後の「氏名」における印影の取扱いを判断し、引き続き適正であると判断した場合には、印鑑登録の権利は継続し、不相当と判断した場合には、職権によって登録を抹消する。

なお、継続した場合には、必ず情報の更新された副本を作成し、原票とともに綴らなければならない。

(登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑の登録の廃止の届出をしたとき。
- (2) 印鑑登録証の亡失の届出をしたとき。
- (3) 市の区域外に転出したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 氏名（旧氏、通称および片仮名表記の氏名を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第3条第2項第1号の印鑑に該当することとなったとき。
- (6) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。
- (7) その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

2 市長は、前項第5号から第7号までのいずれかに規定する事由により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

ここでは、市長が印鑑の登録を抹消する権限を明らかにするとともに、必要に応じて通知を行うことを規定している。

1 抹消の理由

登録印鑑を抹消する原因として、本人からの届出によるもののほか、市長が職権で行うものとしては次の場合が想定される。

(1) 登録者が条例第2条に規定する条件を満たさなくなった場合

ア 住民基本台帳から除かれた者

転出、職権消除（不現住、死亡・失踪等戸籍の届出、法務省からの通知等）

イ 成年被後見人となった者

意思能力があると判断できるのは、法定代理人が同行しており、かつ本人による申請があった場合に限られるため

(2) 登録印鑑が条例第3条に規定する条件を満たさなくなった場合

ア 1個の印鑑を2人以上で共有していることを知ったとき

イ 登録者の氏名（旧氏、通称および片仮名表記の氏名を含む）が変更したことにより、印影の文字が、住民基本台帳上の氏名を適切に表していない状態になったとき

ウ イによらず、登録されている印影の文字が、住民基本台帳上の氏名を適切に表していないことが判明したとき

エ 印鑑（印章）が物理的に不適切であることを知ったとき

(3) 事務上の錯誤ほか、その他の事由により抹消する必要がある場合

2 抹消通知の必要性

もともと印鑑の登録を受けている者が転出、死亡等の理由により住民基本台帳から除かれることは当然であり、それによって登録資格を失うこともまた当然である。また、成年被後見人となったことにより、その登録資格を失った場合も同様である。

しかし、本人の氏名が変更したことに伴う職権抹消の場合等、その者には継続して条例第2条に規定する登録資格はあるが、印鑑登録の要件が欠けたことを理由として抹消となる場合、あらためて印鑑を登録する必要性などについて通知することとしている。

なお、外国人住民がその在留資格を失う等の理由で住民基本台帳から除かれる場合については、国が示す「印鑑登録証明事務処理要領」では抹消通知の対象から除外されているが、この場合は法務省の職権による資格喪失等も含んでいるほか、登録者本人がその抹消事実について当然には知り

得ない場合を考慮して、本市においては抹消通知を行うこととしている。

3 取扱いの事例および判断基準

(1) 世帯内で同一の印が2件以上登録されている事実が発見された場合
事実が発見された時点で、当事者同士に話し合いをさせ、いずれか一方につき廃止申請を提出するよう求める。話し合いがつかないなどのことにより、職権により処理する場合にあっては、後に登録されたものを抹消するべきであるとされているが、既に登録されている印鑑を抹消する行為は重大な権力行使であり、安易に行ってはならない。

なお、当該処理が完結するまでは、印鑑登録証明書の発行を留保する必要がある、職権により抹消した場合には、その旨本人あてに通知する。

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影および第6条第3号から第6号までに掲げる事項について写しを作成し、これに市長が証明するものとする。

印鑑登録の証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものであり、あわせて「氏名（旧氏、外国人住民においては通称を含む）」「生年月日」「住所」「氏名の片仮名表記（外国人住民のうち必要な者に限る）」を記載することとなっている。

これは、印影の写しが誰のものであるかを特定し、また、その印影の正当性を確認するために必要なためである。

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 印鑑登録者またはその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

1 印鑑登録証明書の交付における申請の条件

- (1) 印鑑登録者またはその代理人であること
- (2) 交付を受けようとする意思があること

(3) 印鑑登録証を保持していること

前述のとおり、現在の印鑑登録証明制度は間接証明方式であるため、印鑑登録証を持参しない者に対して証明書は交付できず、例外はない。ただし、紛失を理由として亡失および新規登録を同時に行うことは可能である。

また逆に印鑑登録証の所持者は、本人またはその代理人に相違ないであろうという「本人擬制」が成立するため、本人確認の必要がない。

2 申請内容の審査

(1) 印鑑登録証の審査

登録証が機械によって認証されることを確認し、呼び出された情報によって本人の有効な登録証に相違ないことを確認する。

(2) 申請書の審査

登録証の認証によって呼び出された情報をもとに、適正な申請書となっていることを確認する。

なお、申請書に誤記のあることが発見された場合は、適正な申請者であることの疑義を解消するためにも、訂正すべき内容についての教示、または職権による申請書の補正等は適切でなく、あくまで申請者によって訂正されるべきである。

3 交付する証明書の検証

申請書と証明書を照合し、「住所氏名等から同一人の証明であること」「申請の枚数に誤りがないこと」「登録証再交付の手数料も含め、金額に誤りがないこと」「印影が本人の氏名を表していること」について検証する。

4 原票の内容に過誤等を発見した場合

すでに登録されている印影の適正に疑義を生じた場合などは、当然にして証明書を発行できない。審査の結果不適切な内容についてはすみやかに是正しなければならず、場合によっては廃止および再登録の場合もあり得る。しかし、このような場合においては登録者の権利保護についても充分留意し、慎重に取り扱う必要がある。

5 取扱いの事例および判断基準

(1) 代理人による証明書交付申請不受理の申出

旧制度においては認められていたが、現行の間接証明方式においてはこれに応じることはできない。登録証保持者に対する「本人擬制」が原則だからである。

(2) 印鑑登録証明の有効期間

印鑑登録証明書の有効期間の定めはない。しかし、あまり古いものはその間に登録を廃止したり、登録事項が変更したりしている場合もあるので、契約の相手方としては取引の安全を期するため、なるべく新しい印鑑登録証明書を取っているのが現状である。

このように印鑑登録証明書を交付する市区町村側としては有効期間を定めていないが、印鑑登録証明書を受け取る側で条件をつけている場合がある。例えば、不動産登記申請および供託申請に添付するものについては、法令により3ヶ月以内と定められている。

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)

第14条の2 函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年函館市条例第48号）第3条第1項の規定により、前条第1項の規定による申請を行う場合においては、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証の添付は、要しないものとする。

2 前項の規定による申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、前条第2項の規定にかかわらず、印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 印鑑登録者が自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登

録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。

北海道電子自治体共同システムによる電子申請サービスを用いた印鑑登録証明書の申請について、次のとおりとする。

1 申請の条件等

- (1) 申請は印鑑登録をしている本人に限り、代理人による申請は認めない。
- (2) 電子申請を行う場合は公的個人認証サービス等により発行された電子証明書、電子署名およびICカードリーダーが必要となる。

2 申請方法

申請者が、北海道電子自治体共同システムによる所定のウェブページから「電子申請」ボタンをクリックし、申請書の入力画面から必要な操作を完了することで発生する申請情報が、市のサーバに到達した時点で、本来書面で行われるべき申請に代わって電子申請が行われたものとみなされる。

3 受付日時

随時受け付けることとするが、平日の午前8時45分から午後4時までに審査が終了したものは当日の取扱いとし、それ以降に審査が終了したものは翌開庁日の取扱いとする。

コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）による印鑑登録証明書の申請について、次のとおりとする。（令和2年2月開始）

申請の条件等

- (1) 申請は印鑑登録をしている本人に限り、代理人による申請は認めない。
- (2) マイナンバーカードに利用者用電子証明書が搭載されていること。
- (3) DV等の支援措置を受けていないこと。
- (4) 住民記録オンラインシステム上に調査サインが入力されていないこと。

(関係人に対する質問等)

第 15 条 市長は、印鑑の登録または証明に関し必要があると認めるときは、関係人に対し質問し、または文書もしくは印鑑の提示を求めることができる。

職員が関係人に対し質問調査する権限を定めている。

1 調査の事由

印鑑登録証明事務は、市民の利便のために行う公証行為の一種としての行政事務であるとともに、市民の諸権利、義務に関して重要な役割を果たすものであるから、この事務処理については、特に慎重に取り扱わなければならない。

そのためには、書類の照合、点検のほかに疑義があるときには事務処理に必要な範囲において、本籍地、続柄、世帯構成などを聴聞する必要がある。

2 質問調査に応じないとき

市長の権限による質問調査に応じない市民があったときは、その都度状況に応じた判断をするほかはないが、申請書または届け書等の記載事項が不備で職員の聴問または指示によってもこれを追完または補正できないときは、当該の申請または届出等の受理はできないものとなる。

【参考】

印鑑事務の聴聞調査権について

(昭和 32 年 2 月 8 日発法令相第 319 号 全国市長会回答)

印鑑証明事務は、市の権力的作用に属する行政作用であるから、その目的達成に必要な範囲で設問の如き聴聞調査権を与えることは差支えない。ただし、その根拠として、印鑑条例中に必要な規定を設けることが適当である。

(閲覧の禁止)

第 16 条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録または証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

印鑑登録事務に係る関連書類について、原則非公開と規定している。

1 閲覧の禁止

印鑑証明書の使途は、市民生活の中では重要な役割をもち、市民の生活権や財産権を守り、併せて印鑑の偽造、使用等による不正を防止するため、印鑑登録証明に関する書類の閲覧を禁止したものである。

したがって、印鑑登録者と利害関係にあるものはもちろんのこと、妻（夫）や親、兄弟であっても閲覧することは許されない。

また、仮に市職員であっても、印鑑登録証明書事務担当者以外の者には、正当な理由なく閲覧を許すことはできない。

2 閲覧の禁止の例外

（１）本人からの申請

閲覧の必要について相当の理由があると認められ、かつ閲覧申請者が当該印鑑を登録した本人であることを確認できたときは、その者に関する申請書等に関し、所属長の決裁を受け、閲覧を許すものとする。

（２）照会回答の対応

適正な法的根拠に基づく公用請求以外は認められない。

（３）令状の提示による照会

検察官または司法警察職員が令状を提示して、搜索あるいは押収におよんだときは、これに応じなければならない。これは刑事訴訟法（昭和23年法律131号。以下同じ。）第99条第1項に基づき、犯罪捜査の必要上から行われる処分であり、公法上の強制権限に基づくものであるので、裁判所から命令があったときはこれに応じなければならない。

また、その執行に際しては、刑事訴訟法第114条第1項により、公務所の長またはそれにかかわるべき者が立ち会わなければならないことになっている。

（函館市行政手続条例の適用除外）

第17条 この条例の規定に基づく処分については、函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号）第2章および第3章の規定は、適用しない。

函館市行政手続条例第2章「申請に対する処分」および第3章「不利益処分」の規定について、本条例の規定は、その特性から適用を除外している。

(規則への委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 規則に規定する事務の取扱いについて（逐条解説）

（趣旨）

第1条 この規則は、函館市印鑑条例（昭和63年函館市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

条例第18条の規定に基づき、条例を施行するために必要な事項について、この規則に定めることを明らかにしている。

（登録の申請）

第2条 条例第4条の規定による印鑑の登録の申請は、別記第1号様式の申請書によつてしなければならない。

1 印鑑登録申請書（別記第1号様式）の規定

印鑑登録申請書の様式が定められており、任意の様式を排除している。これは、厳格な審査が必要な行為であり、住民の利便性ならびに事務処理の正確性および公平性を確保するためである。

また、申請書には、条例第5条第3項第2号に規定する保証書欄を設けている。

（申請の確認）

第3条 条例第5条第2項の照会の文書および回答書は、市長が別に定める様式によるものとする。

2 条例第5条第2項の規則で定める期間は、照会書を発送した日から起算して30日とする。

3 条例第5条第3項第1号の官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書で本人の写真を貼り付けたものは、その写真に浮き出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるものまたは改ざんを防止するための特殊加工をしてあるものとする。

4 条例第5条第3項第3号の本人の写真を貼り付けた書面で市長が適当と認めるものは、身分証明書等のうち、本人の写真に浮き出しプレス、せん孔等による証印があるものまたは改ざんを防止するための特殊加工をしてあるもので、明らかに本人に相違ないことを確認することができるものとする。

1 照会書および回答書（市長が別に定める様式）の規定

印鑑登録に関する照会書および回答書の様式は市長が別に定めるとしてあり、この「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」で定めている。

2 照会に対する回答期日

条例第5条第2項において、規則で定めることとしている期間について、照会書を発送した日を初日として起算し、30日以内と定めている。これは、登録申請行為から始まり、意思確認を経て登録が完了するまでの期間に対する同時性を考慮したうえで定められた期間である。

たとえ1日であってもこの期間を超えて便宜を図ることは、万が一不正事件に関係した場合において事務の適法性、妥当性等の問題が大きく影響を与えることから、これを認めてはならない。

3 条例第5条第3項第1号および第3号に定める身分証明書等

判断の際は常に次の点に注意し、機械的に判断してはいけない。

- (1) 本人の顔写真が貼り付いており、一体性が担保されていること
- (2) 印刷内容が容易に改ざんされないような仕様であること
- (3) 有効期限等、当該書類の有効性が認められること
- (4) 本人が携帯すべき性質のものであり、本人に無断で持ち出すことが困難なものであること
- (5) 本人の身分、地位、資格その他本人に付与されている重大な情報を表明する目的のものであること
- (6) 発行者が明らかであり、一定の社会的地位が確立されていること

(印鑑登録原票)

第4条 条例第6条の印鑑登録原票は、市長が別に定める様式によるものとする。

1 印鑑登録原票（市長が別に定める様式）の規定

印鑑登録原票の様式は市長が別に定めるとしてあり、この「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」で定めている。

(印鑑登録証)

第5条 条例第7条の印鑑登録証は、別記第2号様式によるものとする。

1 印鑑登録証（別記第2号様式）の規定

ここに記載（記録）される登録番号は、当該印鑑が登録された原票を特定するために唯一の番号である。

また、規則の別記第2号様式（第5条関係）の備考において、印鑑登録証の表面に表示する図柄その他の印鑑登録証の様式に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしており、この「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」で定めている。

（印鑑登録証の引替交付）

第6条 条例第8条の規定による印鑑登録証の引替交付の申請は、別記第3号様式の申請書によつてしなければならない。

1 印鑑登録証引替交付申請書（別記第3号様式）の規定

事務処理にあたっては、様式に規定する内容のほか、申請の事由として汚損または毀損の別、交付年月日および新たに付番された印鑑登録の番号を記録する。

（印鑑登録証の亡失の届出および登録の廃止の届出）

第8条 条例第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出および条例第10条の規定による印鑑の登録の廃止の届出は、別記第4号様式の届書によつてしなければならない。

1 印鑑登録証亡失届書兼印鑑登録廃止届書（別記第4号様式）の規定

事務処理にあたっては、様式に規定する内容のほか、亡失または廃止の事由、本人確認を行った書類の種別等を記録する。

（登録の抹消）

第9条 条例第12条第2項の規定による印鑑の登録の抹消の通知は、市長が別に定める通知書によるものとする。

1 印鑑登録抹消通知書（市長が別に定める通知書）の規定

印鑑登録抹消通知書は市長が別に定めるとしており、この「函館市印鑑

登録証明事務取扱基準」で定めている。

郵送の際は封書を用い、「親展」「転送不可」扱いの普通郵便とする。

なお、この通知には、この処分に対する不服等がある場合の注意事項等が記載されており、その内容は次のとおりである。

「この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

また、郵送による通知の際はこのほか、「印鑑登録申請書」および「印鑑登録制度の説明資料（印鑑登録のしかた）」を同封する。

（印鑑登録証明書）

第10条 条例第13条の印鑑登録証明書は、市長が別に定める様式によるものとする。

1 印鑑登録証明書（市長が別に定める様式）の規定

印鑑登録証明書の様式は市長が別に定めるとしており、この「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」で定めている。

（印鑑登録証明書の交付の申請等）

第11条 条例第14条第1項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請は、市長が別に定める申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載してしなければならない。

- (1) 条例第7条第1項の印鑑登録者 印鑑登録者の氏名、住所、出生の年月日、登録番号その他市長が必要と認める事項
- (2) 前号に掲げる者の代理人 代理人の氏名および住所ならびに前号に定める事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請書を受理しないものとする。

- (1) 印鑑登録証の提示がないとき。
- (2) 提示された印鑑登録証が著しく汚損し、または毀損しているためその登録番号の判読が困難なとき。
- (3) その他証明することが適当でないと市長が認めるとき。

1 印鑑登録証明書の交付申請の要件

印鑑登録証明書の交付申請において明らかとしなければならない事項について規定している。

これは、別に定める申請書における必要事項を記載することで足りる。

2 印鑑登録証明書の交付申請について不受理とする要件

印鑑登録証明書の交付申請について、次のような場合は不受理とする。

(1) 印鑑登録証の提示がないとき

条例第14条第1項に規定にあるとおり、印鑑登録証の提示は、証明書の交付申請において必須事項であり、国が示す「印鑑登録証明事務処理要領」においても同様に定められている。これは、間接証明方式の手法を取り、全国統一の合理的な制度運用を行うにあたって、根幹をなす規定であり、便宜を図る余地のないものである。

(2) 印鑑登録証の登録番号について判読が困難なとき

条例第8条および第9条の説明にもあるとおり、このような登録証によっては対応する原票を特定できないためである。

(3) その他証明することが適当でないとき

登録証を添えて適正な申請があった場合には、市長は条例第14条に定めるとおり証明書を交付しなければならない。しかし、その申請が適正か否かについて判断するにあたっては、必要に応じて条例第15条に規定する実質的な調査を行うなど、不正の防止および登録者の権利保護に努めなければならない。

(電子情報処理組織により申請された印鑑登録証明書の交付)

第12条 条例第14条の2第3項の規定による印鑑登録証明書の交付は、郵送そ

の他市長が適当と認める方法により行うものとする。

北海道電子自治体共同システムによる電子申請サービスを用いた印鑑登録証明書の交付について、次のとおりとする。

1 窓口での受取

(1) 受取場所および受取日時

ア 市民部戸籍住民課（各支所では取り扱わない。）

平日の午前8時45分から午後5時30分まで

イ 市役所本庁舎宿日直室（各支所では取り扱わない。）

平日の午後5時30分から午後9時まで、および土日祝日の午前8時45分から午後9時まで

(2) 持参を求めるもの

受取時、本人確認ができるもの（官公署が発行した免許証、個人番号カード、旅券などで本人の顔写真つきのもの。無い場合は、資格確認書、健康保険証、年金手帳など）および「審査結果および文書交付のお知らせ」交付通知書メールの写し

2 郵送による受取

(1) 郵送による交付を希望する者に対して送付を求めるもの

ア 手数料分の定額小為替（現金書留可）

イ 返信用切手（簡易書留での郵送料金分）を貼った返信用封筒

ウ 交付通知書メールの写し

(2) 郵送による交付先

申請者本人の住所あてとする。

3 受取の制限

(1) 証明書の交付期限は、交付通知書メールの到達から14日または同メールを職員が送信してから1ヶ月のいずれか早い方とする。

(2) 代理人が証明書の交付を受けることは認めない。

（押印に使用する印肉）

第13条 印鑑の登録および証明に関し押印するときは、朱肉または黒肉を使用し

なければならない。

印鑑登録原票等に押印する印肉の色について規定している。
なお、現在は原則として朱肉を用いている。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

条例および規則の運用ならびに事務処理の基準および事務手続の指針等については、この「函館市印鑑登録証明事務取扱基準」により定めるものである。

第4章 市長が別に定める様式および通知書について

市長が別に定める様式および通知書については、以下のとおりである。

1 照会書および回答書

年 月 日

北海道函館市長 印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

回 答 書		年 月 日
函館市長様		
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		
住 所 _____		
本人署名 _____		
生年月日 _____		
	申請した印鑑	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状	年 月 日
代理人住所 _____	
代理人氏名 _____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。本人署名 _____	

備考：持ち物として以下をご持参ください。

- ＜本人の場合＞必要事項を記入した本照会書、登録する印鑑、本人確認書類
- ＜代理人の場合＞回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、本人及び代理人の本人確認書類

(お問い合わせ先)

2 印鑑登録原票

印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ）をもって調製する。

3 印鑑登録証（別記第2号様式）の表面



4 印鑑登録抹消通知書

年 月 日

北海道函館市長 印

印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問い合わせ先）

5 印鑑登録証明書

氏名欄の下の子の欄について、上欄は日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」を表示し、下欄は外国人が住民票に氏名の片仮名表記が記載されている場合に、その旨を表示するものである。

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

北海道函館市長 印

第5章 その他

1 「印鑑登録原票」の取扱いについて

「印鑑登録原票」の取扱いについては、自治体システム標準化に係る「印鑑登録システム標準仕様書」により、「平成2年7月30日付自治振第72号通知では「印鑑登録原票」は印影以外のデータと印影の紙両方のことを指していたが、印影及び印影以外の情報をシステム上に登録した内容を「印鑑登録原票」と指すこととする。」とされた。

これにより、令和7年1月6日以降は、システム標準化より前（令和7年1月6日より前）にイメージデータとして印鑑登録システムに登録されている印影および印影以外の情報については「印鑑登録原票」、紙で保存していた「印鑑登録原票」は「可視台帳」とみなすこととする。

また、令和7年1月6日以降、印影の登録に際しては、次の「可視台帳」に印影を押下し、スキャナで読み取ることとし、「可視台帳」は印影登録後、別途保存する。

可視台帳

氏名欄の下の子の欄について、上欄は日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」を表示し、下欄は外国人が住民票に氏名の片仮名表記が記載されている場合に、その旨を表示するものである。

印 鑑 登 録 原 票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名	
	生年月日	
	住所	

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____
 抹消事由 _____

附 則

- 1 この基準は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成29年3月13日から施行する。
- 2 第2章第3条（1）の表中の5の「登録できない印鑑」欄中（2）の規定は平成28年3月18日から適用する。
- 3 第2章第5条2（2）のただし書きの規定は平成28年7月7日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年11月5日から施行する。
- 2 第2章第14条の2第4項は別に規則で定める日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和7年1月6日から施行する。

別記資料（第2章第4条5（6）関係）

住基事務の取扱いについて NO. 32

平成13年 1月19日

長期航海中の船員の印鑑登録申請の取扱いについて、下記のとおりといたします。
あくまでも、緊急の場合の措置でありますので、運用にあたっては、十分な注意を
お願いいたします。

〔趣旨〕

船員にあつては、その職務の性質の特殊性により、相当な長期間に渡って住所地を
離れることが常態化することが不可避です。

航海中に緊急かつやむを得ない事態（例えば、相続が発生したが、留守宅に保管していたカードの所在が不明であり証明書の発行を受ける事ができないなど）により印鑑登録をする必要が生じた場合における手続きについて、条例、規則に定めるものの他、本人の意思確認方法等を明確にし、運用面での円滑化を図るものです。

〔登録にあたっての条件〕

申請人本人が船舶に乗船中であるという特殊事情のため、

- 1 電送（FAX）による代理人選任届の提出
- 2 代理人による申立書の提出
- 3 電話での質問票に基づく本人確認
- 4 実際に乗船していることの確認

の4点全てが確保されることをもって、当該登録申請者が本人であることおよび当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認することで、印鑑登録の代理申請を受け付けるものとします。

それぞれについては、特に書式等を定めませんが、別紙〔例〕に記載された内容が確認されることを条件とします。

本件については、慎重な取扱いを要する内容ですので、該当すると思われる場合でも、十分な聞き取りをお願いいたします。

印鑑登録の申請に関する代理人選任届書

平成 年 月 日

函 館 市 長 様

登録申請者〔住所〕 函館市 町 丁目 番 号

〔氏名〕 拇印

わたしは長期航海中のため、直筆により印鑑登録の手続きをすることが困難な状況にあります。従いまして、電信（ファックス）により下記の者に対して、印鑑登録申請の代理手続きを委任するものですが、本申請は、本人の意思に基づくものに相違ありません。また、代理人が持参する登録印鑑については、本書に自ら押印することは困難ですが、代理人と連絡の上、わたしが決定したものです。

この印鑑登録申請および以後の印鑑登録証明書の交付申請に関し、貴職に対して一切迷惑をかけませんので、申請の受理を願います。

代理人氏名〔住所〕

〔氏名〕

乗船証明書

上記申請者_____は、現在_____に乗船して
いることを証明します。

平成 年 月 日

_____ 船長_____ 印

申 立 書

函 館 市 長 様

本人の 住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

上記本人は、長期航海中のため、わたし（申立人）が別紙のとおり、電信（ファックス）で印鑑登録申請および以後の印鑑登録証明書交付申請について、委任を受けたものであり、ここに提出する印鑑登録申請は、本人の意思に基づくものに相違ありません。

この印鑑登録申請および以後の印鑑登録証明書の交付申請に関し、貴職に対して一切迷惑をかけませんので、申請の受理を願います。

平成 年 月 日

申立人の 住所 _____

氏名 _____ 印

生年月日 _____

本人との関係 _____

想定される標準的な事務の流れ

